

「介護予防訪問介護費等における月額報酬の日割り計算のまとめ」について

平成 29 年 9 月 7 日
交野市福祉部高齢介護課

標題の件につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付で交野市地域包括支援センターから通知していたところですが、通知発出以降も月額報酬対象サービスの設立や、このたび総合事業が開始されたこともございますことから再度通知いたします。

別紙「2. 月額定額報酬の日割り請求に係る運用について」の、日割り計算の対象となるサービスは「I-資料9」のとおりです。

また、「I-資料9」の表中、「起算日」にある「契約日」とは、「サービス提供開始日」との解釈での運用となりますのでご注意ください。

なお、みなし事業所における総合事業のサービス提供の上記の適用は、平成 29 年 9 月から平成 30 年 3 月サービス提供分となります。(指定が平成 30 年 3 月までとなるため)